

令和 6 年 1 0 月 7 日
環境清掃部清掃事務所

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

第 1 強風により発生した資源回収コンテナ接触事故

1 和解の相手方

東京都墨田区八広二丁目 5 6 番 3 - 1 0 0 3 号

S u n B e e 株式会社

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和 6 年 2 月 2 6 日
- (2) 発生場所 東京都江東区亀戸一丁目 5 番路上
- (3) 事件の概要 区と資源回収業務委託契約を締結している事業者がごみ集積所に設置した資源回収コンテナが強風に煽られたことにより、相手方が所有する駐車中の 2 台の車両に接触し、損傷を与えた。

3 決定年月日 令和 6 年 8 月 2 0 日

4 和解の内容 区は、相手方に対し、5 に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

5 損害賠償額 5 5 , 5 7 4 円